様式第１号（規則第４条関係）

補助金等交付申請書

年　　月　　日

豊浦町長　　様

住　　所

補助事業者

氏　　名

豊浦町補助金等交付規則第３条の規定により次のとおり申請します。

補助年度 年度	補助金等の名称 豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金	補助金等申請額 円

補助事業の目的及び内容

事業効果

添付書類

１　事業計画書
２　収支予算書
３　事業実施計画書
４　個人情報の取り扱いに関する同意書
５　豊浦町ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書

暴力団排除に関する制約及び同意事項

私は、本補助金の申請にあたり、申請者（法人にあっては役員を含む。）が暴力団員又は暴力団関係者に該当しないことを誓約します。また、所管課が暴力団排除の確認のために必要と認める場合、私及び役員等の個人所法や法人情報を警察機関へ照会することに同意します。

なお、この制約が虚偽であった場合、または本条項に違反したことにより不利益を被った場合であっても、何ら異議を申し立てません。

□上記の内容について、すべて確認し、誓約及び同意します。

※担当課所見(申請人において記入しないこと)

様式第１号の２（要綱第８条関係）

事業実施計画書

申請者の概要	申請者		
	代表者		
	業種等	【業種】 【主な業務内容】 【保有する免許、資格等】	
	従業員数		
事業計画の概要	開発（改良）する特産品の特徴等	商品名	
		提供価格（税込み）	
		内容	
		賞味・消費・使用期限	
		原材料・成分	
		商品説明	
		商品取扱い上の注意事項	
		発送期間の設定（季節限定か通年対応可能か）	
		発送種別（常温、冷蔵、冷凍）	
		１日あたりの提供可能数	
事業計画の概要	事業実施スケジュール		

概要	購入費、賃借料	購入、賃借の別	
		機械器具等の品名	
		機械器具等の用途	
		開発（改良）のポイント、既存特産品との違い	
	委託費	開発（改良）のポイント、既存特産品との違い	

様式１号の３（要綱第８条関係）

個人情報の取り扱いに関する同意書

私の住民基本台帳の登録状況および町税等の納付状況について、企画財政課が、町関係課から情報を得ることについて同意します。

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号・名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下余白

様式１号の４（要綱第８条関係）

豊浦町ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書

本事業を活用して生産される製品を豊浦町ふるさと納税の返礼品として登録することを誓約します。

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号・名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下余白

様式第２号（規則第３条関係）

事　業　計　画　書		
事業種目	金額	事業内容
	円	

様式第３号（規則第３条関係）

収　支　予　算　書

収入の部　　（単位：円）

科　目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘　要
町補助金				
合　計				

支出の部　　（単位：円）

科　目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘　要
合　計				

様式第４条（規則第６条関係）

企企第　　号

住　　所
補助事業者
氏　　名

年　　月　　日付で申請のあった豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、豊浦町補助金等交付規則第６条の規定により次の通り交付する。

年　　月　　日

豊浦町長

記

１　補助金の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付補助金等交付申請書に記載のとおりとする。
２　補助金等の額は、以下の通りとする。
(1)基礎割額：金　　円(補助対象経費の 1/2、上限 200,000 円)
(2)寄付額割：金　　円以内(寄付申込額の 3/10、上限 500,000 円)
最終的な交付額は、実績報告に基づき決定することとし、上記(1)及び(2)の合計額と、実際の補助対象経費の 4/5 のいずれか低い方の金額とする。
３　補助事業等の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
４　補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、町長の承認を受けること。
５　補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難と認められる場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
６　当該補助金等を他の経費に流用してはならない。
７　その他次の条件を付するものとする。
(1)補助金の使途については、監査委員の監査を受けることがある。
(2)補助事業者は、豊浦町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。
(3)この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、且つ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して５ヵ年間整備保存しなければならない。
(4)補助事業者は、町長が補助金の交付業務の適切且つ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、または現地調査を行おうとするときには、これに応じなければならない。

(5)補助事業者は、補助金の交付をもって購入した備品等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その適正な運営を図らなければならない。
(6)補助事業者は、町のふるさと納税の推進に積極的に協力しなければならない。
(7)補助事業により取得した財産１件当たり取得額５０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間内においては町長の承認を受けないで補助金交付目的に反して使用し、譲渡し、貸与又は担保に供してはならない。
(8)補助事業者が前号により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を町に納付させることがある。

様式第５号（規則第１１条関係）

実　績　報　告　書

年　　月　　日

豊浦町長　様

住　　所
補助事業者
氏　　名

豊浦町補助金等交付規則第１１条の規定により次のとおり報告します。

補助年度 年度	補助金等の名称 豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業	補助金等交付決定額 円

事業効果

事　業　実　績　書

事　業　種　目	金　　額	事　業　内　容
	円	

様式第５号の２（規則第１１条関係）

事　業　費　精　算　書

収入の部　　（単位：円）

科　目	予算額	精算額	比較増減	摘　要
合　計				

支出の部　　（単位：円）

科　目	予算額	精算額	比較増減	摘　要
合　計				

様式第６号（規則第１１条関係）

収　支　決　算　書

年　　月　　日

豊浦町長　様

住　　所
補助事業者
氏　　名

豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金に係る収支決算書を、豊浦町補助金等交付規則第１１条の規定により、次のとおり提出します。

収入の部

科　　目	予　算　額	決　算　額	比較増減	摘　　要
収　入　合　計				

支出の部

科　　目	予　算　額	決　算　額	比較増減	摘　　要
支　出　合　計				

様式第７号（要綱第１１条関係）

年　　月　　日

豊浦町長　様

住　　所
補助事業者
氏　　名

豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金計画変更申請書

　　年　　月　　日付け企企第　　号で交付決定の通知を受けた豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、下記のとおり補助事業を変更したいので、豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱第１１条の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由

２　変更事業の内容
（１）変更内容

（２）事業計画比較表　　（単位：円）

事業種目（科目）	当初計画	変更計画	比較増減	備　　考
合　　計				

（３）変更後の事業計画書および収支予算書
別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

様式第８号（要綱第 13 条関係）

企　企　第　　号
年　　月　　日

様

豊浦町長

豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付決定確定通知書

年　　月　　日付企企第　　号で交付の決定を通知した豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金については、次の通りその金額を確定したので、豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金要綱第 13 条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円
２　交付確定額　　円
３　交付確定額の内訳
(1)基礎割額：　　円
（補助対象経費　　円の 1/2、上限 200,000 円）
(2)寄附割額：　　円
（寄附申込額　　円の 3/10、上限 500,000 円）

４　交付金の計算
上記(1)及び(2)の合計額　　円と、
補助対象経費　　円の 4/5（　　円）と比較し、
いずれか低い方の金額である　　円を交付確定額とする。

様式第９号（要綱第１２条、第１４条関係）

年　　月　　日

豊浦町長　様

住　　所
補助事業者
代　表　者

豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金請求書

　　年　　月　　日付け企企第　　号で交付決定の通知を受けた豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱第１２条および第１４条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

記

１　補助金交付決定額　　円
２　補助金額確定額　　円
（内訳）
基礎割額：　　円
寄附割額：　　円
３　補助金請求額　　円
□精算払い
□基礎割額の支払い
４　既受領額（基礎割額の支払いを受けている場合）　　円
５　今回請求額　　円
６　補助金振込先

金融機関名	
支　店　名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義（カナ）	

様式第10号（要綱第15条関係）

企　企　第　　号
年　　月　　日

様

豊浦町長

豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付企企第　　号で交付の決定を通知した豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金の交付決定の全部（一部）を次の通り取り消したので、豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金要綱第16条の規定に基づき通知します。

1　補助事業の名称

2　交付決定の取消し額

交付決定額	円
今回取消額	円
差引交付決定額	円

3　取消しをする理由

様式第 11 号（要綱第 16 条関係）

企企第　　号
年　　月　　日

様

豊浦町長

豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金返還命令通知書

年　　月　　日付企企第　　号において交付決定通知をし、既に交付した　　年度の豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、下記のとおり返還を命ずるので、豊浦町ふるさと納税返礼品開発事業補助金要綱第 16 条の規定に基づき通知する。

記

１　返還を命ずる額　　金　　円

２　返還期限　　年　　月　　日

３　取消しをする理由

※上記期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付額を控除した額）につき、年　　パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。